

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和7年6月総会)

1. 開催日時 令和7年6月25日(水)
午後1時30分から午後2時35分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 16人
 会長 3番 真相 広也
 会長職務代理者 6番 山口 博史
 副会長 13番 近藤 清夫
 15番 松本 武夫

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 2人 (4番:久保さとみ、16番阿部 芳浩)

5. 農地利用最適化推進委員 (出席委員 12人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

- 欠席委員 (4人) (高野康寛・天満茂樹・吉田 健・天野宣正)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 議第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第3 議第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 第4 議第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第5 議第23号 農地法の適用を受けない土地の証明願いについて
 第6 報告事項(1)農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について

第7 報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 木内浩司
局長補佐 小松 晋
事務主任 西岡りさ

8. 議事進行

事務局

それでは、ただ今から、令和7年6月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、4番、久保委員、16番阿部委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員、12名にも出席いただいております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。

議長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、14番、原委員、17番、江本委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出しております議案は、
議第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第23号 農地法の適用を受けない土地の証明願いについて
報告事項(1)農地法第3条第1項の規定による許可の取消願いについて
報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議長

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

それでは、議第20号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可で
ございます。

まず最初に、議第20号、令和7年12番の売買による所有権移
転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の1頁をご覧ください。12番でございます。位置図につ
いては、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字辻裏及び四ツ屋前、4筆あり、地
目は台帳、現況ともに畑、合計面積は2,948㎡です。

譲渡人は、相続により、農地を取得しましたが、農機具等の保有
もなく、農地の管理に苦慮していたところ、農地の近隣で耕作して
いる譲受人との間で、売買の話がまとまったとのことです。農地取
得後は、かぶら、なすび、大根の作付けを行うとのことです。なお、
譲受人は外国人であり、本年4月から外国人の農地取得要件が強化
されておりますが、在留資格・在留期間から、農作業に従事するこ
とが可能と考えます。また、農地法第3条第2項各号には該当しな
いため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。そ
の他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしく
お願い致します。

議 長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、2番、藤本委員
の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2 番

2番、藤本です。地番が3149と3150-1は他人の土地を
通らないと行けない土地で、遊休農地が解消されることになるので
許可やむを得ないと思います。

議 長

ただ今、事務局並びに担当委員から説明及び現地確認の報告があ
りました、議第20号12番の売買による所有権移転につきましては、
許可要件を全て満たしており、問題ないということでございま
す。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第20号12番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、議第20号12番につ
きましては、許可することに決定いたしました。

議 長

続きまして、議第20号13番、売買による所有権移転につ
いてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

13番でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字四ツ屋前、地目は台帳、現況とも

に畑、面積は444㎡です。申請地の隣りで耕作している譲受人に譲渡人が売買の話をもちかけ、今回売買が決まったとのことで、取得後は、にんじんの作付けを行うとのことです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、18番、瀬尾委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 　18番、瀬尾です。譲受人は、取得後にんじんを植えるとのことでいま、事務局から説明があったとおりで、何も問題ございません。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第20号13番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第20号13番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第20号13番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、議第20号14番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　14番でございます。位置図については、資料3です。
申請地の所在は、鴨島町山路字東生福、4筆あり、地目は台帳が畑及び田、現況は畑、合計面積は1,082㎡です。
譲渡人は、相続により、農地を取得したが、普段は仕事のため、農業に従事することができず、農地の管理をオジにあたる譲受人に相談したところ、引き受けてくれるとのことで、今回の贈与が決まったとのことです。譲受人によると。露地野菜の作付けを予定しているとのことです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、11番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番 11番、原田です。事務局から説明があったとおりでございます。家庭菜園をしながら農地守っていきたいということです。問題ないと考えます。よろしく、お願いします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第20号14番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第20号14番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第20号14番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第20号15番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 15番でございます。位置図については、資料4です。
申請地の所在は、鴨島町敷地字長原、地目は台帳、現況ともに畑、面積は616㎡です。申請地は利用権設定により、使用貸借契約のあった土地ですが、本年5月、鳥獣被害により、合意解約があり、今後の農地の管理に苦慮した譲渡人と譲受人との間で売買の話ができたとのことで、譲受人によると取得後は、シキビの栽培を行うとのことです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 8番、河野です。譲受人の小谷さんは新規就農者ですが、問題はないと思われれます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第20号15番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第20号15番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第20号15番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第20号16番、売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 16番でございます。位置図については、資料6です。
申請地の所在は、鴨島町喜来字知恵島境乙、地目は、台帳は田、現況は畑、面積は1,897㎡です。譲受人が代表を務めるケーキ店の真向かいの土地を購入し、ブルーベリー・イチジクを栽培することです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、1番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1 番 1番、大塚です。いま、事務局から説明があったとおりで、別段委員としては問題ないと思われれます。よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第20号16番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第20号16番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第20号16番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第20号17番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 17番でございます。位置図については、資料6です。
申請地の所在は、川島町三ツ島字北新田、地目は台帳、現況ともに畑、面積は184㎡です。譲渡人は高齢のため農業ができなくなり、また農業後継者もいなかったため、譲受人に相談したところ売買がきまったことです。農地法第3条第2項各号には該当しな

いため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 　19番、大久保です。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。皆様のご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第20号17番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第20号17番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議 長 　異議なしということでございますので、議第20号17番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 　続きまして、議第20号18番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　18番でございます。位置図については、資料7です。
申請地の所在は、山川町諏訪、地目は台帳、現況ともに畑、面積は424㎡です。譲受人によると、家庭菜園を持つことを以前から希望しており、今までは宅地の庭先のスペースで少量の野菜を栽培していましたが、譲渡人にその話をしたところ、譲渡人との間で話がまとまり今回の売買にいたりしました。取得後は、じゃがいも、たまねぎ、きゅうりなどの自家消費野菜を作付けするとのことでした。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類、は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、5番、安部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

5番 　5番、安部です。いま、事務局から説明があったとおりです。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第20号18番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て

満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第20号18番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第20号18番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第20号19番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 19番でございます。位置図については、資料8です。申請地の所在は、山川町春日、全部で10筆あり、地目は議案書2頁から3頁記載のとおり、合計面積は9,549㎡です。譲渡人は、都合で県外への転出が決まり、空き家と農地の処分に困っていたところ譲受人との間で売買の話がまとまり、今回の申請にいたったとのことで、取得後は、自家消費用の稲作とブロッコリーの作付けを予定しているとのことです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、14番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

14番 14番、原です。いま、事務局から説明があったとおりです。よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第20号19番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第20号19番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第20号19番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きます、議第20号20番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 20番でございます。位置図については、資料9です。
申請地の所在は、山川町井上、地目は台帳が畑及び田、現況は畑2筆の合計面積は289㎡です。申請地に隣接する宅地及び建物を売買するに際し、農地も含めて売買したいとの意向が譲渡人にあり譲受人との間で、話がまとまり今回の申請に至ったとのことで、取得後はゆず、すだちを栽培予定とのことです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、3番、真相の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を申し上げます。

3 番 3番真相です。いま、事務局から説明があったとおりです。何も問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第20号20番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第20号20番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第20号20番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きます、議第20号21番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 21番でございます。位置図については、資料10です。
申請地の所在は、山川町川田、地目は台帳、田、現況、畑、面積は198㎡です。高齢により農地の管理に苦慮した譲渡人が申請地の両隣りの農地を保有している譲受人との間で話がまとまり、今回の間の申請に至ったとのこと。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、9番、南園委員の

方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9 番 9番、南園です。21日に現地を確認いたしました。譲受人は高齢で体調不良のため農地の管理に困っていました。両隣を所有している譲渡人と話ができまして売買になったとのことで何も問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第20号21番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第20号21番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第20号21番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第21号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

それでは、令和7年2番、倉庫及び駐車場のための転用申請で、本案件は、農用地区分が第1種農地であり、500㎡以上の転用申請でございますので、徳島県農業会議への諮問案件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については、資料11です。

申請地の所在は、鴨島町上浦字ヒヨノ北943番6、地目は、台帳現況共に田、面積は1,294㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外第1種農地でございます。

計画概要は、倉庫及び駐車場で、事業拡大につき、現在は屋外に保管しているドラム缶を屋内保管のための倉庫を建設。

造成計画は、コンクリート及び砕石等で埋め立てをし、重機及びローラーで締め固めます。倉庫部分の建築面積は330㎡、ドラム缶150本を収納予定。資金は、造成費1,226万円、建築費5,638万円、合計6,864万円を借り入れるとのことです。排水については、雨水のみで地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。

議 長 その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。また、本日欠席の久保委員から6月20日(金)に、現地確認をし、転用はやむを得ないとのご意見がありましたので、事務局から報告いたします。以上でございます。

議長 　ただ今、事務局より説明がございました、議第21号2番、倉庫及び駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第21号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第21号2番につきましては許可することに決定いたしました。なお、本件は徳島県農業会議へ諮問といたします。

議長 　次に、3番の宅地の拡張のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　3番でございます。位置図については、資料12です。申請地は、川島町桑村2084番2、地目は台帳、畑、現況は宅地、農用地区分は、農用区域外農地の、第2種農地でございます。始末書の提出がありましたので、読み上げます。

「始末書、転用目的 浄化槽及び排水路の設置

当該土地は、母の代に母屋の合併浄化槽及び排水路を設置し、現在まで利用して参りました。しかし、私が相続するにあたり、初めて当該土地が農地であることを認識いたしました。これは、農地法に違反する行為であり、深く反省しております。今後は農地法をはじめとする関係法令を遵守し、二度とこのような事態を招かないよう徹底いたしますので、今回の申請につきましては、何卒ご寛大なご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

土地所有者 氏名 伊勢公子 いうことで、事後申請になります。合併浄化槽と排水路のための4条の転用申請が提出されました。必要関係書類は添付されており、当該申請につきましては、追認許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、15番、松本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

15番 　15番、松本でございます。先ほど、事務局の説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。6月18日と20日に現地確認し、合併浄化槽と排水路の設置があり、使用していること確認しました。また、同物件の東側、西側ともに宅地で囲まれており何の問題ないと思えます。よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第21号3番の宅地の拡張のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第21号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第21号3番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、4番の宅地の拡張のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 4番でございます。位置図については、資料13です。
申請地の所在は、川島町三ツ島字一里松121番6、地目は、台帳、現況共に畑、面積は191㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外の第3種農地でございます。

申請地の北隣りに申請人の息子さんが住んでおり小学1年生と5歳のお子さんもいます。近くには、従業員数の多い会社があり、比較的自動車の往来が多く、以前、ボール遊びをしているときに道路に飛び出し交通事故に遭いかけた経緯があり、農地の転用に至ったとのことです。計画概要では、周囲に擁壁を施工し、宅地と同じ高さまで盛土を行い、北側部分をコンクリート、南側部分を砕石で仕上げます。取水の必要はなく、雨水は地下浸透します。造成費用は自己資金480万円となっております。周辺への影響は現状と変わらないものと思われま。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いしま。

19番 19番、大久保です。ただいま、事務局の説明のとおりです。何ら問題はないと思いま。ご審議の程よろしくお願いしま。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第21号4番の、宅地の拡張のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第21号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

異議なしということでございますので、議第21号4番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きます、議第22号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議長 それでは、議第22号、令和7年19番、売買による資材置場への転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 19番でございます。位置図については、資料14です。
申請地の所在は、鴨島町上浦字王子檀、地目は、台帳、現況共に田、面積は841㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
計画の概要は、転用者が代表を務めるアジア産商株式会社の資材置場として利用すること、プラスチック類、金属類、コンクリート片などを保管することです。
土地の造成については、雑木、雑草の除去のみで、雨水は敷地内で地下浸透させるとのことです。周辺への影響は現状と変わらないものと思われまます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。また、本日欠席の久保委員から6月20日（金）に現地確認を実施され、許可することはやむを得ないとのご意見がありましたので事務局からご報告いたします。以上でございます。

議長 ただ今、事務局より説明がございました、19番の売買による資材置場への転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

11番 （質疑なしとの声）

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第22号19番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 異議なしということでございますので、議第22号19番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きます、20番並びに21番の太陽光発電施設用地のための転用申請及び22番の賃貸借契約による資材置場、駐車場への転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 まず、20番、位置図については、資料15です。
申請地の所在は、鴨島町牛島字杉尾、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,960㎡です。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。
高齢のため耕作が難しくなり、農地の売買を考えていた譲渡人と、太陽光発電設備建設用地を探していた譲受人との間で話がまと

まり、今回の申請に至ったようです。

計画概要は、別紙、太陽光発電施設設置計画概要（以下、計画概要という。）のとおり、太陽光発電装置を設置するものです。

次に、21番、位置図については、資料16です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字西桑上、地目は、台帳、現況共に田、2筆の合計面積は1,651.9㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

年齢や体力的な問題、後継者不在などの問題を抱えた譲渡人と、太陽光発電設備建設用地を探していた譲受人との間で売買の話がまとまり、今回の申請に至ったようです。

計画概要は、別紙、太陽光発電施設設置計画概要（以下、計画概要という。）のとおり、太陽光発電装置を設置するものです。

最後に、23番、位置図については、資料17です。

申請地は、鴨島町牛島字先須賀ノ三、地目は、台帳、畑、現況は雑種地、面積は765㎡です。申請地は農地ではありませんが、転用許可をえることなく、造成がされております。申請者から、始末書の提出がありましたので、読み上げます。

「申請地の北隣に会社所有の営業所があり、リサイクル商品の展示や販売をしています。その事業のため、資材置き場や駐車場用地が必要であり、近辺の土地を借りていますが、賃貸借期間満了日が迫っていました。賃貸借期間が終了すること、申請地が営業所の目の前ということもあり、近いので非常に便利であった等の理由から安易に考え造成してしまいました。このような不始末を致し、誠に申し訳ないと反省しております。今後は、農地法を遵守することを制約いたします。との始末書の提出がありました。転用者が代表を務める有限会社チップスフーズへ貸し資材置き場、貸し駐車場として今回、5条申請の提出がありました。事業計画の内容は造成済みの土地に、普通自動車9台、軽トラ1台、2トントラック及び4トントラックがそれぞれ2台、フォークリフト1台パレット30枚、そのほか、リサイクル商品の仮置き場として利用すとのことで、取水、生活排水はなく、雨水は、地下浸透させるとのことで、周辺農地への影響はないと思われます。

以上、3件の申請につき、その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、追認許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きまして、担当委員であります、6番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番 6番、山口です。いま、事務局から説明がありましたが、補足説明をさせていただきます。
まず、20番、譲渡人ご夫婦は高齢で農業ができません。息子さんは、会社勤めで農業ができません。
次に21番、譲渡人は高齢及び県外在住で農地の管理にともに困っていました。周辺への影響はないと思います。
最後に22番、現地確認したところ、造成がされており、始末書が提出されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました20番並びに21番の太陽光発電施設用地のための転用申請及び22番の賃貸借契約による資材置場、駐車場への転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。20番並びに21番の太陽光発電施設用地のための転用申請及び22番の賃貸借契約による資材置場、駐車場への転用申請について、許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議 長 　異議なしということでございますので、20番並びに21番の太陽光発電施設用地のための転用申請及び22番の賃貸借契約による資材置場、駐車場への転用申請は許可することに決定いたしました。

議 長 　続きまして、23番の太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　23番でございます。位置図については、資料18です。
申請地の所在は、鴨島町西麻植字中筋、地目は台帳、現況共に畑、面積は1,003㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
高齢のため耕作が難しくなり、農地の売買を考えていた譲渡人と、太陽光発電設備建設用地を探していた譲受人との間で話がまとまり、今回の申請に至ったとのことです。
計画概要は、別紙、太陽光発電施設設置計画概要（以下、計画概要という。）のとおりです。
周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 　続きまして、担当委員であります、17番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

17番 　17番、江本です。ただいま、事務局から説明があったとおりです。後日、単独で現地調査を行いました。問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第22号23番の売買による太陽光発電施設用地への転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第22号23番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第22号23番につき
ましては許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きまして、24番の使用貸借による居宅新築のための転用申請
でございます。事務局の説明を求めます。
- 事務局 24番でございます。位置図については、資料19です。
申請地の所在は、山川町八幡、地目は、台帳、田、現況、宅地、
面積は166㎡でございます。農用地区分は、農用区域外農地の、
第2種農地でございます。
申請地は農地ではありませんが、農地法の許可を得ることなく、宅
地に造成されております。始末書が添付されておりますので読み上
げます。「始末書、私共は、令和7年3月、法の不知により事前に許
可を得ないまま、増富義明の居宅として、増富よしひさが転用に同
意し、増富義明が工事を行いました。その後、転用が必要であるこ
とを知り、このたび、申請した次第です。多大なご迷惑をおかけし
たことを深くお詫びし、反省しております。誠に申し訳ございませ
んでした。今後このようなことがないようにいたしますので、何卒
よろしく申し上げます。ということで、今回、よしひさ氏から、使
用貸借により、義明氏が転用するとの5条申請がありました。
計画概要は平屋建て住宅、建築面積43.68㎡を建築する計画
で、事業費は自己資金1,050万円を予定しています。土地の造
成については20cm土を取り除き30cmクラッシャーを入れ整
地し、仕上げるとのことです。土地の境界には擁壁が存在するため
土砂等の流出はありません。給水は市上水道、排水は東側側溝へ排
水する予定となっております。その他関係書類は添付されており、当
該申請につきましては、追認許可やむを得ないと思われま
す。ご審議の程よろしくお願い致します。
- 議 長 続きまして、担当委員であります、16番、安部委員の方から、
現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 6 番 5番、安部です。ただ今、事務局から説明のあったとおりです。
ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第22
号24番、使用貸借による居宅新築のための転用申請につきまして、
委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。

議第22号24番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第22号24番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第23号、農地法の適用を受けない土地の証明願について、でございます。
令和7年5番について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第23号、農地法の適用を受けない土地の証明願についてご説明致します。

議案書の7頁をご覧ください。

従前は農地であった土地で、現在の土地の状況が農地とは認められない状態にあるもののうち、一定の要件を満たすものについては農業委員会から非農地証明書の交付を受けることができます。

それでは、5番でございます。2筆でございます。位置図については資料20です。所在は、山川町旗見で、地目は2筆とも台帳は畑、現況は山林となっており、合計面積は945㎡でございます。

申請者によると、申請者の母が昭和47年頃まではサツマイモの収穫をしていたが、教師をしていたため耕作する時間がだんだんととれなくなり、耕作を休止し平成10年頃にはすでに山林状態になっていたとのことで、申請者から提出された平成15年4月6日撮影の航空写真から、申請地がすでに農地ではなく山林化し、20年以上前から非農地であると確認できたこと、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、14番、原委員の方から、補足説明をお願いします。

14番 14番、原です。さきほど、事務局から説明があったとおりです。現在は、現在は山で山林化しています。よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第23号の、非農地証明願につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、採決を致します。議第23号について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第17号4番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 次に、報告事項(1)農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について 報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について 事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(1)農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてをご報告致します。8ページをご覧ください。位置図は資料の21です。この件につきましては、令和4年9月26日総会で審議され、令和4年10月3日許可しましたが、本年6月2日、契約解除を理由に、農地法第3条第1項の規定による許可の取消願提出があり受理しましたので報告いたします。報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。議案書の9頁をご覧ください。今回、報告いたします件数は、利用権設定の使用貸借権の合意解約が1件4筆、以上でございます。

議長 報告事項(1)及び(2)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。最後にその他について、事務局の報告を求めます。

小松 7、8、9月分の見回り活動記録を配付させていただきました。4、5、6月分は、来月の総会をめぐりに提出をお願いします。また、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表に、訂正箇所がありました。農地法第3条に基づく処理件数及び許可件数 82件→83件 6月30日にホームページで公表いたします。以上です。

議長 それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。
閉会 (終了時刻 午後2時30分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記
